

## 鳥取大学情報基盤機構仮想マシンホスティングサービス取扱要項

令和元年7月23日  
鳥取大学総合メディア基盤センター規則第1号

### (趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学情報基盤機構(以下「機構」という。)において学内からの依頼に応じて行う仮想マシンのホスティングサービスに係る取扱いについて定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において「ホスティングサービス」(以下「本サービス」という。)とは、鳥取大学(以下「本学」という。)の部局又は学科・専攻等の部局内の組織に必要な仮想マシンを提供するサービスをいう。

### (利用の範囲)

第3条 本サービスは、本学における学術研究・教育等のために利用するものとする。

### (利用資格)

第4条 本サービスを利用することができる者は、本学の教職員とする。

### (利用の手続)

- 第5条 本サービスの利用を希望する教職員は、所属する部局の部局情報技術責任者を経て、情報基盤機構長(以下「機構長」という。)に利用の申請を行い、その承認を受けるものとする。
- 2 本サービスの利用期間は、利用開始希望日の属する事業年度内とする。
  - 3 本サービスの年間利用を希望する場合は、年度当初に第1項の利用の申請を行わなければならない。

### (利用料金)

- 第6条 本サービスの利用に係る料金(以下「料金」という。)は、別表1及び別表2のとおりとする。
- 2 利用開始日又は利用終了日が月の途中である場合において、料金は、日割計算しないものとする。

### (料金の納付)

- 第7条 第5条第1項の規定により機構長の承認を受けた教職員(以下「利用者」という。)は、原則として四半期ごとに予算の振替により料金を納付するものとする。ただし、年間利用分については初回の振替時に全額納付するものとする。
- 2 前項の予算の振替に当たっては、機構は、利用者により四半期ごとの利用実績の集計結果又は振替を行う年間利用額を通知し、財務課に予算の振替依頼を行うものとする。

### (届出の変更及び利用の中止)

- 第8条 利用者は、第5条第1項の規定により承認を受けた利用申請の内容に変更が生じた場合は、所属する部局の部局情報技術責任者を経て、速やかに機構長へ変更届を提出しなければならない。この場合において、第4条に定める本サービスの利用資格を満たさなくなったときは、本サービスの利用を中止する。
- 2 利用者は、本サービスの利用を中止しようとする場合は、中止を希望する日の2月前までに、所属する部局の部局情報技術責任者を経て、機構長に利用の中止を申請しなければならない。

- 3 年度当初に年間利用を申し出た場合、期間途中で利用を中止した場合であっても、利用者は、年間利用額の全額を納付しなければならない。

(サービスの中断)

- 第 9 条 機構は、電気設備の保守・工事、サーバのハードウェア・ソフトウェアの更新、サーバ及びネットワークの障害等、やむを得ない場合に本サービスを中断することがある。
- 2 本サービスを中断するときは、事前に利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(障害等対応・利用者対応)

- 第 10 条 機構は、本サービスに係る問合せ、障害等への対応については、原則として本学の定める所定の勤務時間内に行う。

(データのバックアップ)

- 第 11 条 機構は、本サービスの実施に際し、サーバの故障などに備えて、データの複写及び保管(以下「バックアップ」という。)をすることがある。ただし、バックアップをした場合であっても、データの復元を保証するものではない。

(サービスの停止)

- 第 12 条 機構は、利用者が第 3 条に定める利用の範囲を逸脱したと判断した場合は、本サービスを停止するものとする。

(利用者の責任)

- 第 13 条 登録したデータの消失等に備えたバックアップ等の対策は、利用者がその責を負うものとする。

(免責)

- 第 14 条 機構は、本サービスの利用により利用者に発生する損害に対して責任を負わないものとする。
- 2 機構は、不慮の事故、障害等により本サービスが利用できないことによる損害賠償・補償についても原則として責任を負わない。ただし、機構に重大な過失があった場合は、当該利用者の納付した料金の範囲内で別途協議するものとする。

(機密保持)

- 第 15 条 機構は、本サービスの提供に際して知り得た利用者の個人情報及び機密事項を、法令に定めのある場合を除いて、利用者の許可なく第三者に提供してはならない。

(雑則)

- 第 16 条 この要項に定めるもののほか、本サービスの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

項目	月額 (円)	年間利用額 (円)
EC2 t3.nano(vCPU:2, メモリ:0.5GB) Linux(無償)	920	7,680
EC2 t3.nano(vCPU:2, メモリ:0.5GB) Windows Server	1,450	14,070
EC2 t3.micro(vCPU:2, メモリ:1GB) Linux (無償)	1,710	13,750
EC2 t3.micro(vCPU:2, メモリ:1GB) Windows Server	2,760	26,690
EC2 t3.small(vCPU:2, メモリ:2GB) Linux (無償)	3,270	25,890
EC2 t3.small(vCPU:2, メモリ:2GB) Windows Server	5,390	51,610
EC2 t3.medium(vCPU:2, メモリ:4GB) Linux (無償)	6,400	50,170
EC2 t3.medium(vCPU:2, メモリ:4GB) Windows Server	8,510	75,880
EC2 t3.large(vCPU:2, メモリ:8GB) Linux(無償)	12,650	98,720
EC2 t3.large(vCPU:2, メモリ:8GB) Windows Server	15,830	137,380
EC2 m5.large(vCPU:2, メモリ:8GB) Linux (無償)	14,400	114,380
EC2 m5.large(vCPU:2, メモリ:8GB) Windows Server	24,980	243,110
EC2 m5.xlarge(vCPU:4, メモリ:16GB) Linux (無償)	28,660	227,140
EC2 m5.xlarge(vCPU:4, メモリ:16GB) Windows Server	49,820	484,610
EC2 m5.2xlarge(vCPU:8, メモリ:32GB) Linux(無償)	57,180	452,820
EC2 m5.2xlarge(vCPU:8, メモリ:32GB) Windows Server	99,500	967,600

別表 2 (第 6 条関係)

項目	月額 (円)
スナップショットなし EBS (ストレージ) GB 単価	20
スナップショットあり EBS (ストレージ) GB 単価	30
データ転送料 (月 20GB 以上における GB 単価)	6.8